

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷六十二第

行發日一月三年三和昭

## 論叢

相續税の逋脱 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

リカアドの勞賃論 . . . . . 經濟學士 堀 經夫

利潤成立の機構 . . . . . 文學博士 高田 保馬

定期船おける事業に運送原費と運賃との關係 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

## 說苑

琉球の廢藩後に於ける治制 . . . . . 法學博士 山本美越乃

フイジオクラートの價值論 . . . . . 經濟學士 山本 勝市

委任經理に就いて . . . . . 經濟學士 楠見 一正

## 雜錄

フォード制とテイラー制 . . . . . 經濟學士 星野周一郎

營業税と營業收益税 . . . . . 經濟學博士 沙見 三郎

## 營業稅と營業收益稅

沙 見 三 郎

營業稅法が廢止せられ其代りに營業收益稅法が制定實施せられて以來、已に一ケ年餘を經過してゐる。大正十五年の稅制改革の重心をなす此立法が國民の負擔關係の上に如何なる影響を及ぼしたるか、これ私の進んで知らんとする所である。此方面に關しては財務當局の手に豊富なる材料が蒐集せられてゐるに違ひない、然し主稅局統計年報書によりて最近の數字が發表せられざる限りは、門外漢たる私は單に想像論を逞しくするに止まるのである。

最近、機會を得て、或る市に於ける營業稅と營業收益稅との負擔關係に關する貴重なる資料を得たのである。此の市の營業稅納稅義務者は大正十五年に於て一四、六一六人であつた。然るに營業稅廢止營業收益稅新設の結果として昭和二年に於て營業收益稅を納むべ

き者は九、五八九人に減じたのである。これ大正十五年に營業税を納めし人にして昭和二年に營業收益税を納めざるに至りし人が五、九九一人に上り、又大正十五年に營業税を負担せざりし人にして昭和二年に新たに營業收益税の納税義務を有するに至りし人が九六四人を増したからである。結局大正十五年に營業税を納め昭和二年に引續き營業收益税を負担してゐる人の數は八、六二五人に上る譯である。從來の營業税の納税者にして現に營業收益税の納税者たる此等八、六二五人の負擔關係は大正十五年と昭和二年との間にどんなに變つてゐるだらうか。私は次の興味深き數字を得たのである。

負擔増減割合(%)	營業税よりも營業收益税が負擔の増加せる人員	營業税よりも營業收益税が負擔の減少せる人員
一〇以下	七〇一	四八六
一〇—二〇	八八九	四一一
二〇—三〇	九一〇	二八八
三〇—四〇	八五七	二二〇
四〇—五〇	七一三	一〇八

五〇—六〇	五八四	九二
六〇—七〇	三八五	六九
七〇—八〇	三〇〇	三二
八〇—九〇	二四八	二三
九〇—一〇〇	二一七	一三
一〇〇—一五〇	五四三	
一五〇—二〇〇	二三八	
二〇〇—二五〇	一四一	
二五〇—三〇〇	五〇	
三〇〇—四〇〇	七一	
四〇〇—五〇〇	二四	
五〇〇以上	二二	
合計	六、八九三	一、七三二

此表によると、大正十五年に營業税を負担し昭和二年に營業收益税を納付してゐる人員八、六二五人の中で、昭和二年に於て前年より負擔が増加せる人は六、八九三人、減少せる人は一、七三二人。増加の最高は五十割見當減少の最高は九割見當であつて人員の中心數(Median)をとれば二三割の負擔増加と云ふ事となる。注目すべき數字である。



請負業	請負金額	千分の二・八
	從業者	一人毎に金二圓

從業者の内職工  
勞役者 一人毎に金五十錢

席貨業	建物賃貸價格	千分の七十九
	從業者	一人毎に金二圓

從業者 一人毎に金二圓

料理店業	建物賃貸價格	千分の百二十
	從業者	一人毎に金二圓

從業者 一人毎に金二圓

旅人宿業	建物賃貸價格	千分の七十五
	從業者	一人毎に金二圓

從業者 一人毎に金二圓

周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業	報償金額	千分の三十
	從業者	一人毎に金二圓

要するに營業稅は外形標準主義にして、賣上價格、資本金額、運轉資本金額、建物賃貸價格、收入金額、請負金額、報償金額と從業者、職工勞役者と云ふ複數法を用ひてゐたのである。

之に反し營業收益稅は法人及び個人の營業純益に對し、次の如き稅率を課してゐる。營業收益稅法第二條及び第十條の規定する所である。

第一、法人………百分の三・六  
第二、個人………百分の二・八

- 一、物品販賣業 二、銀行業 三、無盡業 四、金錢貸付業 五、物品貸付業 六、製造業 七、運送業 八、倉庫業 九、請負業 十、印刷業 十一、出版業 十二、寫真業 十三、席貨業 十四、旅人宿業 十五、料理店業 十六、周旋業 十七、代理業 十八、仲立業 十九、問屋業

營業收益稅は純益主義をとり、從つて課稅標準は營業の純益と云ふ單數法によつてゐる譯である。

### 三

大正十五年の營業稅と昭和二年の營業收益稅とは大體に於てその財政收入を等しくしてゐる、然るに過去に於て營業稅を納付し現在營業收益稅を負擔してゐる人について見れば、多數は其負擔を増加してゐるのである。これ果して何を意味してゐるか、最近二年の間に經濟界に大變動なしとせば、その原因は營業稅を「外形標準主義の複數法」より「純益主義の單數法」に改めた事に之を求めねばならぬ。即ち營業稅を營業收

益税に改める事により、一方には純益の率少き大營業者がその負擔を軽減せられ、他方には純益の率多き小營業者がその負擔を増加したのである。然るに、大營業者はその數が少く小營業者はその數多きを以て、納税額全體としては變動少きも、納税者數より見れば負擔の増加した方が負擔の軽減せる方よりも遙にその數が大となつて來たのである。一應かくの如く推定し得られる。

單數法と複數法とはそれぞれ長短を有してゐる、外形標準の複數法ならば個々の欠陥を全體として補充し且つ所得税の營業所得の算定を訂正し得る長所を有すると共に、苟も營業の外形大ならば純益の大小有無を問はず重課すると云ふ短所を免れ得ないのである。單數法ならば營業純益を如實に傳へ得ると云ふ長所を有してゐる筈であるが、その純益の算定宜しきを得ざる時はその誤を單に營業收益税に於てのみならず所得税にも及ぼす事となるのである。

營業税を營業收益税に變更した事によつて大多數の

營業者はその負擔を増加したとする。もし營業收益税の所謂「純益」が正確に營業者の擔税力を反影して此結果を生じたものならば、營業税時代の不公平なりし負擔が營業收益税時代に入りて公平となつたのであるから寧ろ喜ぶべき現象である。然し逆に營業收益税の「純益」の算定が理論上又は實際上の何れかに於て不當にして此結果を生じたものとせば、憂慮すべき現象である。

本研究の材料は一地方の實例に過ぎないからそれを以て全國を律する事は出來ない。更に營業の祕密を保つ必要からして全部の材料を公表し得ないのを遺憾とする。要は、營業收益税の所謂「純益」の計算が親切に且つ正確に行はれてゐるか否かに存してゐる、此方面に關する稅務署の取扱が法人と個人とに於て異なる所無きや否やの如きは特に重要な點である。更に材料の完成をまつて研究を進むべく茲には營業税と營業收益税との負擔關係に對する若干の疑問を提出するに止めたいのである。